

令和8年度 事務事業評価シート（1）

〔 令和7年度事務事業 〕

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業
事務事業名	生活困窮者自立支援事業				事業番号	011-013
担当部署名	健康福祉局	局	生活福祉部	部	地域共生推進課	課

I. 基本情報

事業の位置付け

1	堺市基本 計画2025	施策 との 関連	有・無	戦略	2.人生100年時代の健康・福祉 ～Well-being～	施策	(6)暮らしを支えるセーフティネットの構築	
			有	取組の方向性	①生活困窮者への重層的な支援			
		寄与 する KPI	有・無	指標名	—			
			無	現状値	—		目標値	—
	堺市SDGs 未来都市計 画 2021-2025	施策 との 関連	有・無	ゴール	ゴール(1)貧困をなくそう		ターゲット	1.2,1.3
			有	取組	生活困窮世帯の就労、生活支援			
		寄与 する KPI	有・無	指標名	—			
			無	現状値	—		目標値	—

2	関連計画	第5次堺市地域福祉計画		
3	事業開始年度	平成 27 年度	点検対象年度（個別計画）	令和 13 年度
4	実施根拠	生活困窮者自立支援法		

事業の概要

5	事業の実施主体	本庁		
6	事業の対象	生活困窮者であって、原則として堺市内に居住地を有する者	対象数	単位
			—	—
7	事業の目的	生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を行うことを目的とする。		
8	事業内容	【必須事業】 ○自立相談支援事業…生活困窮者の総合相談窓口として、自立相談支援機関を開設。相談内容に応じたアセスメントを実施し、個々の状態に応じた自立支援計画を策定する。計画に基づき、生活困窮状態から脱するための包括的・継続的な相談支援や就労支援等を行う。 ○住居確保給付金…離職等により住宅を喪失した者・喪失のおそれのある者の就職活動を支えるため、家賃相当額を支給する。また、転居により家賃負担等を軽減する必要がある者に転居のための初期費用等を補助する。 【任意事業】 ○就労準備支援事業…就労に向け、日常生活・社会生活・就労自立に関する支援により、基礎能力の形成を計画的かつ一貫して実施する。 ○居住支援事業…住居を持たない生活困窮者に対し、緊急的に宿泊場所等を提供する。 ○こどもの学習・生活支援事業…貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯、生活保護受給世帯の中学生、高校生等に対し、無料で学習でき、居場所となる場所を提供することで、就学意識の向上や日常生活習慣・学習習慣の形成、社会性の育成等を図る。 ○家計改善支援事業…家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。 【その他】 ○就労訓練事業所の認定…一般就労が困難な者に対し、社会福祉施設や株式会社等にて支援付きの就労・訓練の場を提供する就労訓練事業所を認定する（令和7年度末24か所）。		
	※国・府の基準より上回って実施した内容	—		
9	主な支出先	社会福祉法人堺市社会福祉協議会 株式会社パソナ 特定非営利活動法人み・らいず 2 るっライフプランニング合同会社		
10	公民連携・協働事業	—		

II. 事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定

11	成果指標	単位		実績		目標	目標
	自立相談支援事業において就労支援を実施した者のうち、就労が決定した者の割合	%		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和13年度
			目標値	75	75	80	80
			実績値	71	78		
			達成率	95%	104%		
当該指標を選定した理由		就労が決定することにより、生活困窮状態からの脱却が期待されるため。					
目標値の設定根拠・算出方法		自立相談支援事業において、厚生労働省が設定している就労・増収率に関するKPIの目安値（75%）と実績を基に算出。					

12	活動指標	単位		実績		目標	
	自立相談支援事業における支援延べ回数	回		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
			目標値	14,000	15,000	16,000	
			実績値	14,317	15,641		
			達成率	102%	104%		
当該指標を選定した理由		支援延べ回数は、自立相談支援事業における継続的な支援の積み重ねを示すものであり、実務の実態を反映する活動指標であるため。					
目標値の設定根拠・算出方法		自立相談支援機関の過去の実績を基に算出					

令和8年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	生活困窮者自立支援事業	事業番号	011-013
-------	-------------	------	---------

Ⅲ. 投入量

事業コスト

※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。（単位：千円）

事業費	項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度
		決算	決算	当初予算	決算	当初予算
13	事業費（a）	143,983	140,044	156,279	132,153	154,959
財源内訳	国支出金	101,825	98,866	110,612	93,117	106,918
	府支出金	0	0	0	0	0
	市債	0	0	0	0	0
	その他（地域福祉推進基金、返納金）	42,158	41,178	45,667	39,036	1
	受益者負担金(使用料、手数料等)	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	48,040
14	人件費（b）	26,900	22,750	22,800	22,800	25,050
15	年間経費（c）=(a)+(b)	170,883	162,794	179,079	154,953	180,009

事業費の内訳

（単位：千円）

16	事業費内訳	項 目	年度		事業費	うち 一般財源	項 目	年度		事業費	うち 一般財源
		堺市生活困窮者自立相談支援事業	R7	決算	65,055	0	堺市学習と居場所づくり支援事業	R7	決算	20,282	0
			R8	予算	68,582	17,146		R8	予算	31,530	15,766
		堺市キャリアサポート事業（生活困窮者自立支援事業分）	R7	決算	19,030	0	堺市生活困窮者就労準備支援事業	R7	決算	8,400	0
			R8	予算	19,791	4,948		R8	予算	10,125	3,375
		ホームレス巡回相談支援事業	R7	決算	4,821	0	家計改善支援事業	R7	決算	339	0
			R8	予算	4,821	1,205		R8	予算	410	137
		住居確保給付金	R7	決算	4,580	0	会計年度任用職員（報酬・期末勤 勉手当・通勤費）	R7	決算	7,066	0
			R8	予算	10,011	2,503		R8	予算	3,242	811
		居住支援事業	R7	決算	2,278	0	その他（旅費・消耗品費など）	R7	決算	302	0
R8	予算		5,880	1,960	R8	予算		567	189		

Ⅳ. 事業の効率性

単位当たり経費

区分	単位		令和6年度	令和7年度
	①	②	③	④
17	① 自立相談支援事業の支援延べ回数	回	14,317	15,641
	② 上記①にかかる年間経費	千円	69,429	60,659
	③ 単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	4,849	3,878
	④ 算出についての説明等	委託料のうち相談支援員の人件費÷自立相談支援事業の支援延べ回数		

Ⅴ. 評価

費用対効果に係る所見

18	生活困窮者の総合相談窓口として、堺市総合福祉会館内に自立相談支援機関（堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」）を設置している。令和2年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により、給付金や貸付等に関する一時的な相談が多くを占めていた。これに対し、令和5年度以降は、複合的な課題を抱える支援対象者について状況整理を行い、関係機関と連携しながら生活再建及び自立に向けた伴走型の相談支援が増加している。令和7年度においては、年間新規相談件数2,018件、延べ支援件数15,641件の対応を行い、生活困窮者に対する支援窓口として効果的に機能した。
----	---

KPI等への寄与（基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか）

19	自立相談支援機関において自立支援計画を策定し、個々の状況に応じた就労支援を実施した結果、支援対象者のうち就労が決定した者の割合は78%に達しており、生活困窮状態からの脱却に向けた就労支援を効果的かつ着実に推進することができた。また、貧困の連鎖を防止するため、無料で学習でき、また居場所としての機能を持つ場（「Litto」）を市内7か所で計265回開設した。その結果、学習支援に加え、相談支援を延べ1,324件実施し、こどもの学習習慣及び日常生活習慣の形成、社会性の育成、さらに他者との関わりを通じたコミュニケーション能力の向上等につながった。以上より、堺市基本計画2025における取組の方向性である「生活困窮者への重層的な支援」及び「ひとり親家庭などへの支援」に寄与したものとする。
----	---

令和3年度からの実績等を踏まえた事業の必要性・有効性に係る所見（前年度の事務事業評価で点検対象年度を令和7年度とした事業のみ記載）

20	必要性 ■ 高い □ 低い 有効性 ■ 高い □ 低い	本事業は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、生活困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を実施するものであり、第二のセーフティネットとして重要な役割を担っている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な相談が落ち着いた令和5年度以降は、複合的な課題を抱える世帯への伴走型支援の必要性が高まる中、年間新規相談件数は増加傾向にある。さらに、就労支援の成果など自立に向けた具体的な実績も確認できることから、必要性・有効性はいずれも高いと評価できる。
----	--	---